

## 検査申請時の提出書類

検査申請時の提出書類は、容器の種類毎に次のとおりとなります。

表中、「○」は提出する書類、「□」は容器の種類に応じて提出する書類、「△」は変更がある場合に提出する書類、「×」は提出必要がない書類、「－」は適用されない書類を示します。

右欄の確認欄は、申請時に書類の確認のために利用して下さい。

また、設計型式承認、数量追加、自主検査等における書類審査をする段階で不足と思われる資料の追加等がある場合には、その都度HKが必要と認める書類の提出を、担当の検査員から別途指示しますので、速やかに提出するようにしてください。

## (a) ポータブルタンク及び高圧容器（集合ガス容器に限る。）の検査の申請書類

提出書類	提出部数	初回検査又は臨時検査			中間 検査	定期 検査	確認 欄
		A	B	C			
危険物容器検査申請書	型式毎に1	○	○	○	○	○	
申請者及び製造所の連絡窓口と性能試験の供試品概要	型式毎に1	○	○	○	○	○	
危険物容器の図面及び仕様書	型式毎に1	○	○	○	○	○	
危険物容器にUNマークを表示する位置、大きさ及び表示方法	型式毎に1	○	△	×	×	×	
経路・交通費明細表	1	○	△	△	△	△	
性能試験設備を説明する資料	1	○	△	△	△	△	
危険物容器製造所の組織図及びUNマーク管理責任者	3	○	△	△	△	△	
企業の業務概要	3	○	△	△	△	△	
危険物容器製造所の配置図	3	○	△	△	△	△	
危険物容器の製造工程の概要	3	○	△	△	△	△	
主要製造設備の配置図	3	○	△	△	△	△	
主要製造設備及び検査設備の要目	3	○	△	△	△	△	
危険物容器製造に係る品質管理基準	3	○	△	△	△	△	
苦情処理体制	3	○	△	△	△	△	
製造仕様書	型式毎に3	○	△	×	×	×	
図面（組立、本体、附属品）	型式毎に3	○	△	×	×	×	
溶接施工要領書	型式毎に3	○	△	×	×	×	
強度計算書（本体、フレーム、脚部、板厚等）	型式毎に3	○	△	×	×	×	
安全弁容量等計算書	型式毎に3	○	△	×	×	×	
製作要領書	型式毎に3	○	△	×	×	×	
検査要領書	型式毎に3	○	△	×	×	×	
溶接技量者及び非破壊検査員の資格一覧表及び証明書の写し	型式毎に3	○	△	×	×	×	
積載貨物の物性表（安全データシート等）	型式毎に3	○	△	×	×	×	
高圧ガス保安協会の認定事業場の認定書（写）	型式毎に3	□	△	×	×	×	
高圧ガス保安協会の容器証明書（写）	型式毎に3	□	△	×	×	×	

(b) 金属製IBC容器、硬質プラスチック製IBC容器及びプラスチック製内容器付複合IBC容器

提出書類	提出部数	初回検査又は臨時検査				中間 検査	定期 検査	確認 欄
		A	B	C	量産			
危険物容器検査申請書	型式毎に1	○	○	○	○	○	○	
申請者及び製造所の連絡窓口 と性能試験の供試品概要	型式毎に1	○	○	○	○	○	○	
危険物容器の図面及び仕様書	型式毎に1	○	○	○	○	○	○	
危険物容器にUNマークを 表示する位置、大きさ及び表示 方法	型式毎に1	○	○	○	○	○	○	
UNマーク管理表	型式毎に1	×	×	×	○	×	×	
経路・交通費明細表	1	○	△	△	△	△	△	
性能試験設備を説明する資料	1	○	△	△	△	△	△	
危険物容器製造所の組織図及 びUNマーク管理責任者	2	○	△	△	△	△	△	
企業の業務概要	2	○	△	△	△	△	△	
危険物容器製造所の配置図	2	○	△	△	△	△	△	
危険物容器の製造工程の概要	2	○	△	△	△	△	△	
主要製造設備の配置図	2	○	△	△	△	△	△	
主要製造設備及び検査設備の 要目	2	○	△	△	△	△	△	
危険物容器製造に係る品質管 理基準	2	○	△	△	△	△	△	
苦情処理体制	2	○	△	△	△	△	△	
製造仕様書	型式毎に2	○	△	×	×	×	×	
図面（組立、本体、附属品）	型式毎に2	○	△	×	×	×	×	
溶接施工要領書	型式毎に2	○	△	×	×	×	×	
強度計算書（本体、フレーム、 脚部、板厚等）	型式毎に2	○	△	×	×	×	×	
安全弁容量等計算書	型式毎に2	○	△	×	×	×	×	
製作要領書	型式毎に2	○	△	×	×	×	×	
検査要領書	型式毎に2	○	△	×	×	×	×	
溶接技量者及び非破壊検査員 の資格一覧表及び証明書の写 し	型式毎に2	○	△	×	×	×	×	
積載貨物の物性表 （安全データシート等）	型式毎に2	○	△	×	×	×	×	

(c) 小型容器、大型容器、フレキシブルIBC容器、ファイバ板製IBC容器及び木製IBC容器

提出書類		提出部数	初回			2回目以降			確認欄
			検査の方式			検査の方式			
			A	B-1	B-2	A	B-1	B-2	
危険物容器検査申請書		型式毎に1	○	○	○	○	○	○	
申請者及び製造所の連絡窓口と性能試験の供試品概要		型式毎に1	○	○	○	○	○	○	
危険物容器の図面及び仕様書		型式毎に1	○	○	○	○	○	○	
危険物容器にUNマークを表示する位置、大きさ及び表示方法		型式毎に1	○	○	○	○	○	○	
UNマーク管理表		型式毎に1	—	○	○	—	○	○	
経路・交通費明細表		1	○	○	○	△	△	△	
性能試験設備を説明する資料		1	○	○	×	△	△	×	
危険物容器製造所の組織図及びUNマーク管理責任者		1	—	○	○	—	△	△	
企業の業務概要		1	—	○	○	—	△	△	
危険物容器製造所の配置図		1	—	○	○	—	△	△	
危険物容器の製造工程の概要		1	—	○	○	—	△	△	
主要製造設備の配置図		1	—	○	○	—	△	△	
主要製造設備及び検査設備の要目		1	—	○	○	—	△	△	
危険物容器製造に係る品質管理基準		1	—	○	○	—	△	△	
苦情処理体制		1	—	○	○	—	△	△	
数量追加	検査申請書（写）	型式毎に1	—	—	—	—	○	○	
	危険物容器検査証（写）	型式毎に1	—	—	—	—	○	○	
	検査証添付書類（写）	型式毎に1	—	—	—	—	○	○	
自主検査	検査申請書（写）	型式毎に1	—	—	—	—	○	○	
	危険物容器検査証（写）	型式毎に1	—	—	—	—	○	○	
	検査証添付書類（写）	型式毎に1	—	—	—	—	○	○	
	自主検査の成績書	型式毎に1	—	—	—	—	○	○	
	検査時の写真	型式毎に1	—	—	—	—	○	○	
工場実態調査省略願い		1	同一工場で1年以内に受検する場合に必要						
吸水度試験省略願い		型式毎に1	受検済の型式と同一材料で製造した型式に必要な場合がある						

## (d) 高圧容器（集合ガス容器を除く。）の検査の申請書類

提出書類	提出部数	初回検査		定期検査	確認欄
		1 型式目	2 型式目以降		
危険物容器検査申請書	型式毎に 1	○	○	○	
申請者及び製造所の連絡窓口と性能試験の供試品概要	型式毎に 1	○	○	○	
危険物容器の図面及び要目	型式毎に 1	○	○	○	
危険物容器に UN マークを表示する位置、大きさ及び表示方法	型式毎に 1	○	○	○	
UN マーク管理表	型式毎に 1	○	○	○	
経路・交通費明細表	1	○	△	△	
性能試験設備を説明する資料	1	○	△	△	
危険物容器製造所の組織図及び UN マーク管理責任者	1	○	△	△	
企業の業務概要	1	○	△	△	
危険物容器製造所の配置図	1	○	△	△	
危険物容器の製造工程の概要	1	○	△	△	
主要製造設備の配置図	1	○	△	△	
主要製造設備及び検査設備の要目	1	○	△	△	
危険物容器製造に係る品質管理基準	1	○	△	△	
苦情処理体制	1	○	△	△	
関係図面	型式毎に 1	○	○	×	
危険物容器検査証（写）	1	—	—	○	

(e) 提出書類の概要

7) 危険物容器検査申請書

附属書1のHK-4様式を使用してください。

4) 申請者及び製造所の連絡窓口と性能試験の供試品概要

- i) 附属書1のHK-17様式を使用してください。
- ii) 連絡窓口の担当者及び電話番号、供試品の質量、収納する危険物の代替品名、形状等を各欄に記載して下さい。記載できない場合は、別紙を用いて全ての項目について正確に記載して下さい。

5) 危険物容器の図面及び仕様書、又は要目

図面は次のものを提出して下さい。

- i) 危険物容器の形状、寸法、板厚、梱包方法の概略、UN表示記号及び表示位置、製造者名及び型式名等が記載されたもので、危険物容器検査証に添付するためのA4用紙に納めた図面。
- ii) 内容容器、内装容器、外装容器の図面を個々に記載して、各危険物容器の形状が理解できる図面。
- iii) 複合容器、組合せ容器は、内容容器又は内装容器が外装容器に収納した状態が理解できる図面。緩衝材を使用する場合は、材質、形状、寸法及び使用方法を記入して下さい。
- iv) 危険物容器の材料構成及び施工、強度が要求される箇所の補強要領、口栓図、封緘方法等を示した図面又は仕様書。
- v) 危険物容器の寸法、材質、板厚、質量、容量及び収納予定物質等の要目表

6) 危険物容器にUNマークを表示する位置、大きさ及び表示方法

- i) 危険物容器に表示するunマークの位置を、容器の外観図に指示し、その表示する文字及び大きさ及び表示方法（エンボス、ペイント等）を具体的に示したものです。
- ii) 前i)の図面に記載している場合には、不要とすることができます。

7) 原缶リスト（再生缶に限る。）

- i) 再生する小型容器の鋼製ドラムについては、再生する原缶のリストを作成してください。
- ii) 原缶がJIS缶を使用する場合は不要です。

8) UNマーク管理表

- i) HKで定めた様式を使用して下さい。
- ii) 初回の検査時には、使用する様式に必要な事項を記入したものを提出して下さい。
- iii) 2回目以降の検査については、検査申請現在のUNマーク管理表を提出して下さい。
- iv) 四半期毎に検査を担当したHK支部に写しを提出して下さい。提出方法は、FAXでも構いません。
- v) UNマーク管理表については、工場調査時に記録を確認します。

9) 経路・交通費明細表

- i) 危険物容器製造工場及び検査場所までの経路及び交通費の明細を示す資料で、HK-15様式を使用して下さい。
- ii) 性能試験と製造所の場所が異なるなど、臨検先が複数の場合には、それぞれ記載して下さい。
- iii) タクシーなど経路があいまいになる場合には、曲がり角の目標などを明確にした地図を添付して下さい。
- iv) 2回目以降の検査の場合には、経路が変更になった場合、電車等の料金改定の場合等の記載内容に変更があるときに提出して下さい。

ク)性能試験設備を説明する資料

- i)性能試験を実施するために必要な設備を示した図、写真、計算書及び要目等を記載した資料を提出して下さい。
- ii)初めてのHKの検査で使用する設備については、検査要領書に記載された手順により、仕様を提出し承認を得た後に使用することができます。
- iii)B-1方式の検査であって既にHKの承認を得ている試験設備を利用する場合、及び、B-2方式の検査であって公的機関を利用する場合には、不要です。

カ)危険物容器製造所の組織図及びUNマーク管理責任者

- i)危険物容器の製造にかかる組織及び従事している人員等を詳細に図示したものを添付して下さい。
- ii)組織図のなかで、unマーク記号管理責任者の氏名を明記するとともに、組織上の職席を明確にして下さい。unマーク管理責任者は、品質管理、製造管理又は検査責任者等の容器の製造について社内的に種々の管理ができる立場の人(例えば、工場長、担当部長等)として下さい。
- iii)組織図には、unマーク管理責任者の所在、地位が分かるようにして下さい。

キ)企業の業務概要

- i)危険物容器の製造にかかる業務の沿革、製造品目、社内機構、製造設備、試験設備、品質管理体制等の概要を記載したものです。
- ii)複合容器又は組合せ容器については、内容器、内装容器、外装容器及び組立者等の当該容器に関する事業者の業務概要を記載したのもも提出して下さい。
- iii)これらを記載したパンフレット等があれば、それに代えても構いません。

ク)危険物容器製造所の配置図

- i)危険物容器の製造に係る製造所の場所を工場の敷地全体の配置及び製造場所の平面図に記載して下さい。
- ii)製造が複数箇所にもたがる場合には、それぞれの作業内容を簡潔に記載して下さい。

ク)危険物容器の製造工程の概要

- i)危険物容器の製造を行う場所のレイアウトを記載し、製造工程が容易に理解できるフローチャートを作成して下さい。
- ii)フローチャートの中には、受け入れ検査、最終検査等の品質管理に関するチェックポイントが容易に分かるようにして下さい。

ケ)主要製造設備の配置図

- i)危険物容器の製造に係る主要製造機器の配置を平面図に記載し、その機器の名称を記載して下さい。
- ii)組合せ容器で、裁断、溶接等の容器の製造を行わないなどにより専用の機器が必要でない場合には、省略することができます。

ケ)主要製造設備及び検査設備の要目

- i)危険物容器の製造に係る主要機器の名称、型式、能力等の主要要目が分かる一覧表を添付して下さい。
- ii)品質管理のために必要な計測器具の名称、型式、仕様、用途を一覧表にして下さい。
- iii)計測器具の仕様の中には、校正済であることを確認できる仕様を含めて下さい。

ク)危険物容器製造に係る品質管理基準

- i) 危険物容器の製造工程中において品質管理のために必要な検査の時期、抜き取り方法及びその判定基準を記載して下さい。
- ii) 危険物容器の製造に係る製造の手順書、検査のための手順書等が別に明文化されている場合には、その概要を示した書類を添付して下さい。詳細については、工場調査時にその文書と検査記録を確認致します。

g) 苦情処理体制

- i) 危険物容器に関する苦情の処理手順について記載したものです。
- ii) 詳細な処理手順を別に明文化されている場合には、その概要を示した書類を添付して下さい。詳細については、工場調査時にその文書と記録を確認致します。

f) 高压容器を製造する製造者

- i) 高压容器を製造する製造者にあつては、製造管理、品質管理等を含めた公的な認証機関により認定されていることを示す書類及びその関連図書の概要について提出して下さい。

(f) 設計型式承認のために必要な提出書類の概要

ア) 製造仕様書

- i) 容器の使用目的、設計、引用した規格、収納予定物質等の説明を記載して下さい。

イ) 図面（組立、本体、附属品等）

- i) 一般配置図、タンク本体、枠、サドルサポート、マンホール、安全弁、封入／排出口、配管及び弁、表示、銘板図及びその他の詳細な設計のために必要な図面とする。容器を完成する上で必要な図面をすべて添付して下さい。
- ii) 企業機密のために図面を省略することは、規格に準拠している又は基準を満足していることの判定ができないので、容器に関する図面はすべて提出して下さい。
- iii) 購入品の取り付けを行う場合には、製造者名、型名等の諸元を明らかにして下さい。製造メーカーが提出した図面等を利用して差し支えありません。

ウ) 溶接施工要領書

- i) 溶接箇所及び溶接方法毎に記載した要領書を提出して下さい。

エ) 強度計算書（本体、フレーム、脚部、板厚等）

- i) 容器の設計するにあたり適用した圧力容器規格に基づいた、容器本体、フレーム、脚部等の強度、板厚、付属設備及び附属構造等の計算書を提出して下さい。
- ii) 容器の仕様材料の確認のため臨検時に使用鋼材の材料証明書（ミルシート）を提出して下さい。

オ) 安全弁容量等計算書

- i) 安全弁の材質、強度等を記載した図面と計算書です。
- ii) 安全弁の吹き出し圧／吹き出し量等を記載した資料を添付して下さい。
- iii) 安全弁メーカーで作成した資料で、数値等が明らかになる場合には、その資料に代えて差し支えありません。ただし、容器の設計との関連性を説明する書類を添付して下さい。

カ) 製作要領書

- i) 危険物容器に関する製作方法を容器本体、枠等を含め詳細に記載して下さい。
- ii) フローチャートを用いて、記載して差し支えありません。

キ) 検査要領書



- i)ポータブルタンクの検査にあつては、本基準及び設計上参照した規格に基づく試験の各検査項目に基づく試験方法及び判定基準を記載した書類を作成するして下さい。また、検査要領書に基づき合否欄を設けたチェックシートを添付して下さい。
- ii)ポータブルタンク以外の容器の設計型式承認の検査にあつては、当会基準の各検査項目に基づく試験方法及び判定基準を記載した書類を作成して下さい。
- iii)検査要領書には、検査日程表を含めること。日程は、臨検日数の増減により、臨検回数や手数料合計額が変わってくるので、不明又は期間等のあいまいな表現としないで下さい。この検査要領書を元に検査員の立会回数等を検討するので、必ず作成して下さい。ただし、臨検の状況により、臨検日が前後することは差し支えありません。

ク)溶接技量者及び非破壊検査員の資格一覧表及び証明書の写し

- i)危険物容器の製造に係わる技量資格を有する者の資格免許の写しを添付して下さい。
- ii)外国の製造者による施工がある場合には、船級協会から認定されたもの又はそれ以上の技量を有していることを示す資料を提出して下さい。該当するものがない場合には、使用する材料を使用し、溶接後の材料試験を行った結果を試験基準と共に提出して下さい。

カ)積載貨物の物性表（安全データシート等）

- i)危険物容器で輸送しようとする危険物の物性表を添付して下さい。予定している物質についても分かる範囲で添付して下さい。危険物が複数ある場合には、一覧表も添付してわかりやすくして下さい。
- ii)収納予定物質と、収納する危険物容器の材質と反応しないことを示した資料及び材料証明書も添付して下さい。
- iii)国土交通大臣の運送許可となっている物質で、危規則の要件により、収納予定物質と危険物容器の材質との反応についての試験を要求される場合があります。その場合には、その試験方法及び試験結果を示した書類も提出して下さい。

コ)高圧ガス保安協会の認定事業場の認定書（写）及び高圧ガス保安協会の容器証明書（写）

- i)高圧容器及び液化ガス等を収納するポータブルタンクに限り提出して下さい。

(g) 数量追加申請のために必要な提出書類の概要

数量追加の申請には、次の書類を提出して下さい。

ア) 危険物容器検査申請書

申請書の記載については、上記（d）ア）を参照して下さい。また、申請書の備考欄の右下には、「数量追加」と記載して下さい。

イ)申請者及び製造所の連絡窓口と性能試験の供試品概要

記載については、上記（d）イ）を参照して下さい。

ウ)危険物容器の図面及び仕様書、又は要目

記載については、上記（d）ウ）を参照して下さい。危険物容器検査証に添付する図面は、検査員の立会の元で実施した性能試験時の危険物容器検査証の図面と同一のもので、HKの証印の押されていないものを提出して下さい。図面上の誤記等の構造に関わらない箇所の変更を除き、構造が変更になったために図面を変更した場合には、数量追加とはなりません。

エ)危険物容器にUNマークを表示する位置、大きさ及び表示方法

記載については、上記（d）エ）を参照して下さい。

オ)UNマーク管理表

記載については、上記 (d) か)を参照し、検査申請現在の u n マーク管理表を提出して下さい。

か)検査申請書 (写)、危険物容器検査証 (写)、検査証添付書類 (写)

性能試験を実施した際の検査申請書 (写)、危険物容器検査証 (写) 及び検査証添付書類 (写) を提出して下さい。

(h) 自主検査申請のために必要な提出書類の概要

自主検査追加の申請には、次の書類を提出して下さい。

ア) 危険物容器検査申請書

申請書の記載については、上記 (d) ア)を参照して下さい。また、申請書の備考欄の右下には、「自主検査」と記載して下さい。

イ)申請者及び製造所の連絡窓口と性能試験の供試品概要

記載については、上記 (d) イ)を参照して下さい。

ロ)危険物容器の図面及び仕様書、又は要目

記載については、上記 (d) ロ)を参照して下さい。危険物容器検査証に添付する図面は、検査員の立会の元で実施した性能試験時の危険物容器検査証の図面と同一のもので、HK の証印の押されていないものを提出して下さい。図面上の誤記等の構造に関わらない箇所の変更を除き、構造が変更になったために図面を変更した場合には、自主検査とはなりません。

ハ)危険物容器にUNマークを表示する位置、大きさ及び表示方法

記載については、上記 (d) ハ)を参照して下さい。

ニ)UNマーク管理表

記載については、上記 (d) ニ)を参照し、検査申請現在の u n マーク管理表を提出して下さい。

ホ)検査申請書 (写)、危険物容器検査証 (写)、検査証添付書類 (写)

検査員の立会の元で実施した性能試験を実施した際の検査申請書 (写)、危険物容器検査証 (写) 及び検査証添付書類 (写) を提出して下さい。

ヘ)自主検査の成績書及び検査時の写真

社内で、HK の試験基準に基づき性能試験をした結果を、成績書として提出して下さい。その成績書の中又は別冊として、試験状態及び試験条件等が分かるような各試験における写真を添付して下さい。

(i) その他の書類

ア)工場実態調査省略願い

検査員の立会の元で工場調査を実施した日から1年未満である場合には、工場調査を省略することができます。その場合には、標準の様式に必要事項を記載したものを1部提出して下さい。

イ)吸水度試験省略願い

検査員の指示により吸水度試験を省略する場合には、標準の様式に必要事項を記載して型式毎に1部提出して下さい。複数の型式を同時に受検する場合で、同一の材質のものを使用する場合には、複数型式を1枚にまとめたもので差し支えありません。

